

**【電子申請】取引士証再交付****提出書類及び注意事項**

※ 電子申請は国土交通省手続業務一貫処理システム（以下のページ）から行ってください。

<https://e.mlit.go.jp/>

電子申請にはeMLITもしくは**GビズID**のアカウントが必要になります  
eMLITアカウントについては、以下のページのマニュアルをご覧ください

<https://emlit-portal.mlit.go.jp/help/manual/>

GビズIDについては以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

**GビズIDに関するお問い合わせは「GビズIDヘルプデスク」にご連絡ください。**詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

・提出窓口

申請フォーム	宅地建物取引業法 宅地建物取引士証の再交付申請【宅建】
申請先(都道府県)	和歌山県
申請先	和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課企画指導班

・チェックリスト

**宅地建物取引士証の再交付申請**

申請の詳細	添付書類及び確認事項
手数料納付関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eMLITによる申請後、次のlogoフォームのURLから3営業日以内に電子決済(4,500円)を申請 <a href="https://logoform.jp/form/WEVN/686136">https://logoform.jp/form/WEVN/686136</a></li> <li>・logoフォームの電子決済申請から3営業日以内に県から支払い案内メールを送信するので、支払い案内メール受信から7営業日以内に決済。</li> <li>・支払い方法はクレジットカードかPaypayのみ。</li> <li>・eMLITの申請はlogoフォームでの電子決済が完了するまで受付されません。</li> </ul>
運転免許証、顔写真が入った本人確認書類の写し	顔写真が入った身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）等）
委任状	代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類	代理人の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）
その他添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>※取引士証亡失・滅失の場合 取引士証亡失・滅失状況届※警察に届け出た場合には、届け出た内容（届出日、警察署名、受理番号）を記入してください。</li> <li>※取引士証汚損・破損の場合 取引士証原本を手数料と一緒に郵送もしくは持参。</li> </ul>
顔写真	カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。 <b>jpeg形式で縦横比1.25:1</b> で添付。

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のもの。

注2 電子決済を希望しない方は、建築住宅課までお問い合わせください。

各書面の符号の意味△＝官公庁の証明○＝手元保管又は各自作成